

# 国民新党 税制改正重点要望

平成22年11月30日 国民新党 政務調査会

| 事項                            | 概要   |
|-------------------------------|--|
| 投資減税                          | 大企業の法人税率の削減は、税負担者が少ないほか減税分が株主配当等へ流れる傾向があり、雇用創出や新規投資を通じての税収増にはつながらない。法人税を下げるのではなく、研究開発投資税制等の拡充・延長・恒久化を図るべき。中小企業が国内に投資した場合は、投資額の15%を投資減税として、法人税から税額控除する。 |
| 仕送り減税制度の創設                    | 大学等の教育機関の偏在実態を踏まえ、親元を離れて大学等に通学する子を持つ世帯の家計を支援することにより、教育の機会均等を図る。減税分が地方の個人消費に回ることも期待される。特定扶養控除の廃止に見合う代替策として導入。   |
| 第一次産業促進税制                     | 農林水産業は季節性・年度性における年間所得の変動が激しく、他の業種より内部留保率を高めなければ産業として強化できない。EPA交渉が加速する今、農林漁業を専業とする法人に減税措置を講じ、第一次産業を強化することは急務である。  |
| 金融証券税制における軽減措置の延長             | 厳しい経済金融情勢に鑑み、景気回復を最優先で実現するために上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率を延長する。  |
| 「光の道」推進税制                     | 「光の道」構想を実現するため、医療、教育、行政等の公共アプリケーションを公共施設に導入する民間事業者へのインセンティブとして、法人税及び固定資産税の特例減免等の税制優遇措置を講じる。  |
| ナショナル・トラスト活動促進税制              | 生物多様性の保全上重要な土地が開発等によって損なわれることを防ぐために、公益社団法人及び公益財団法人がそのような土地を取得又は所有する活動(ナショナル・トラスト活動)を推進するため、その目的のために取得する土地については不動産取得税と固定資産税を非課税とする。                     |
| 「ゆうちょ」・「かんぽ」の業務委託にかかる消費税の非課税化 | 「ゆうちょ」・「かんぽ」は、郵便局会社に業務委託することを義務付けられている一方、それに伴う手数料と消費税は、競争上著しく不利となっている。この消費税を非課税化し、「ゆうちょ」・「かんぽ」によるユニバーサルサービスの円滑な推進を図る。                                  |
| 航空機燃料税の引き下げ                   | 航空会社の国際競争力強化のため、世界的に稀な航空機燃料税を引き下げ、安価な航空料金を実現する。  |
| 肉用牛売却所得の免税特例措置の継続             | 肉用牛を飼っている地域は、米や畑作物等の生産が困難な地域が多い。肉用牛の厳しい経営環境の中、同措置が借金の返済や規模拡大等に活用されていることから、肉用牛農家の経営破たんや離農を防ぐためにも継続が必要。  |